

## 「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」及び「第4 基本計画の推進」の修正について

第Ⅱ期基本計画諮問案	修正案
<p><b>第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針</b> (略)</p> <p><b>1 統計相互の整合性の確保・向上</b> 基幹統計を中心とした公的統計の体系的整備に当たって、経済構造統計及び関連した大規模統計に関する新たな枠組みを構築するなど、統計相互の整合性の確保・向上を図る。 また、雇用・労働関連の用語や定義等を整理するなど、統計相互の比較可能性の向上を図る。 さらに、関連する経済統計調査において、共通して把握すべき項目を整理し、事業所母集団データベースの共通事業所コードを活用した統計を作成するなど、新たな統計整備の在り方についても検討する。</p> <p><b>2 国際比較可能性の確保・向上</b> 国民経済計算の整備に当たって、平成20年(2008年)から21年(2009年)にかけて国際連合統計委員会において採択された国際基準である2008 SNAへの対応など、国際比較可能性の確保・向上を図る。 また、各種の統計における国際基準、ガイドライン等の検討に寄与するとともに、その検討動向を踏まえた統計の作成及び提供に努める。なお、国際比較可能性の確保・向上に際しては、報告者の負担や実査可能性にも留意する。</p> <p><b>3 経済・社会の環境変化への的確な対応</b> 「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)における①グローバル化を活かした成長(国際展開戦略)、②地球環境への貢献、③資源・エネルギーの経済安全保障の確立、</p>	<p><b>第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針</b> (略)</p> <p><b>1 統計相互の整合性の確保・向上</b> 基幹統計を中心とした公的統計の体系的整備に当たって、経済構造統計及び関連した大規模統計に関する新たな枠組みを構築するなど、統計相互の整合性の確保・向上を図る。 また、雇用・労働関連等の用語や定義を整理するなど、統計相互の比較可能性の向上を図る。 さらに、関連する経済統計調査において、共通して把握すべき項目を整理し、事業所母集団データベースの共通事業所コードを活用した統計を作成するなど、新たな統計整備の在り方についても検討する。</p> <p><b>2 国際比較可能性の確保・向上</b> 国民経済計算の整備に当たって、平成20年(2008年)から21年(2009年)にかけて国際連合統計委員会において採択された国際基準である2008 SNAへの対応など、国際比較可能性の確保・向上を図る。 また、<u>国際労働機関(ILO)における就業・失業等に関する国際基準の見直し</u>など各種の統計における国際基準、ガイドライン等の検討に寄与するとともに、その検討動向を踏まえた統計の作成及び提供に努める。なお、国際比較可能性の確保・向上に際しては、報告者の負担や実査可能性にも留意する。</p> <p><b>3 経済・社会の環境変化への的確な対応</b> 「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定。<u>以下「骨太方針」という。</u>)における①グローバル化を活かした成長(国際展開戦略)、②地球環境への貢献、③資源・エネルギー</p>

第Ⅱ期基本計画諮問案	修正案
<p>戦略的外交の推進等の施策を推進するため、経済・金融統計の公表基準への準拠などの経済活動のグローバル化に対応した統計や、地球温暖化対策等の環境に関する統計の充実を図る。</p> <p>また、同閣議決定における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）に基づく男女別等統計（ジェンダー統計）のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。</p> <p>あわせて、統計の作成及び提供の基盤ともなる実査体制の機能維持を含めた必要な統計リソースの確保及び国民の理解増進に努めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、日頃から災害発生時等の備えを強化する。</p>	<p>一の経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等の施策を推進するため、経済・金融統計の公表基準への準拠などの経済活動のグローバル化に対応した統計や、地球温暖化対策等の環境に関する統計の充実を図る。</p> <p><u>骨太方針</u>における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）に基づく男女別等統計（ジェンダー統計）のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。<u>さらに、骨太方針における実効性あるPDC Aの実行に資するため、既存統計の利活用を含め統計の作成及び提供を一層推進する。</u></p> <p><u>また、消費税率の引上げを始めとする経済環境の変化に適切に対応する。</u></p> <p>あわせて、統計の作成及び提供の基盤ともなる実査体制の機能維持を含めた必要な統計リソースの確保及び国民の理解増進に努めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、日頃から災害発生時等の備えを強化する。</p>
<p><b>第4 基本計画の推進</b></p> <p><b>1 施策の効果的かつ効率的な実施</b> (略)</p> <p>第三に、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値補完、非対称分布推計の見直し等）に関する研究や日本学術会議及び関連学会との連携強化方策について検討し、取組の推進を図る。</p>	<p><b>第4 基本計画の推進</b></p> <p><b>1 施策の効果的かつ効率的な実施</b> (略)</p> <p>第三に、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値補完、<u>歪度の高い分布に関する推計の改善等</u>）に関する研究や日本学術会議及び関連学会との連携強化方策について検討し、取組の推進を図る。</p>